

2-8 大浜中学校区将来まちづくり構想

(1) 地域の概況とまちづくりの課題

● 大浜中学校区位置図

①地域の概況

本地域では、大浜海岸と並行して幹線道路が整備され、沿道に市街地が形成されています。商業、医療、行政施設等が立地しており、市南部の地域拠点として様々な都市機能が確保されています。また、国道150号等による交通利便性を背景として、多くの産業立地が見られ、市南部における主な生活の場及び就業の場が形成されています。

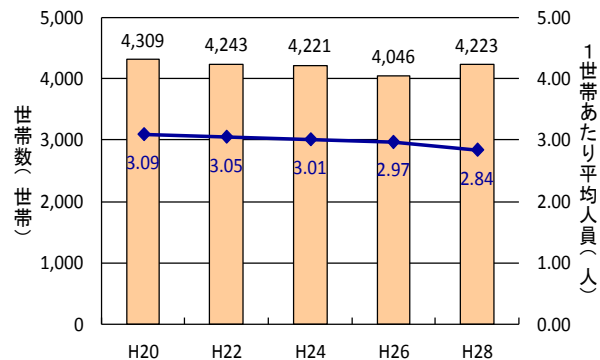
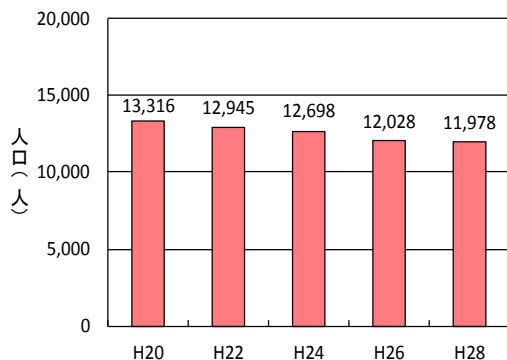
また、本地域には、菊川の水の流れと、菊川が注ぎ込む白砂青松の美しい大浜海岸によって骨格的な自然環境が形成されています。豊かな自然環境の中に、農業の多彩な風景が広がっており、菊川に合流する下小笠川や牛淵川などの周辺には水田が広がるとともに、地域北西部の小笠山から続く丘陵地には茶畑が広がっています。

そして市街地南部の国道150号沿いには海岸砂地畑の他、これらに調和した落ち着いた落ち着いたある住環境が形成されています。また、海岸景観と調和した美しい潮騒橋や、雄大な遠州灘への眺望が見られ桜の名所でもある大浜公園など、観光やレクリエーションを楽しむ交流拠点が形成されています。



面積	2,093ha	世帯数	4,223世帯
人口	11,978人	1世帯あたり平均人員	2.84人
行政区	千浜地区 大坂地区	小学校	千浜小学校 大坂小学校
主要な施設 <ul style="list-style-type: none"> 掛川市役所大東支所 大東図書館 文化会館シオーネ 大東保健センター 大東総合運動場 大浜公園 そよかぜ広場 大東工業団地 下小笠川廃川敷 大東浄化センター コミュニティ公園 			
主要な地域資源 <ul style="list-style-type: none"> 大東温泉シートピア 大東マリナー 大浜海岸 潮騒橋 貞永寺 居沼池 			

※人口、世帯数及び1世帯あたり平均人員は平成28年3月31日現在のもの（出典：掛川市統計資料等）



②地域づくりの課題

● うるおいのある水辺環境の保全と活用を図る地域づくりが必要です。

太平洋に面し、直線的で美しい景観を創り出している大浜海岸や、菊川や牛淵川、また下小笠川などの河川は、地域にうるおいをもたらす良好な水辺環境を形成していることから、地域の象徴的な自然資源として保全を図っていく必要があります。また、これらの資源を有効に活用し、地域の活性化や振興に寄与するまちづくりを行っていく必要があります。

● 地域の特徴的な農業環境を保全する地域づくりが必要です。

小笠山から続く丘陵地の茶畑、下小笠川や牛淵川周辺に広がる水田、大浜海岸に沿って帯状に広がる海岸砂地畑など、本地域には多彩な表情を見せる農地が多く存在しています。これらの特徴的な農業環境を保全するため、無秩序な開発行為や建築行為によるスプロール化を防止するとともに、一団の優良農地の積極的な保全を図っていく必要があります。

● 歩行者や自転車に優しい道路空間を創出する地域づくりが必要です。

工場を中心とする産業立地がある本地域では、幹線道路の歩道や生活道路などにおいて、自動車や自転車・歩行者の安全性を確保する必要があります。また、子どもや高齢者が安全・安心に通行できる道路空間を創出するため、ユニバーサルデザインの導入やバリアフリー化の推進を図る必要があります。

● 地震や風水害などの自然災害に強い地域づくりが必要です。

自然災害から地域住民の生命と地域の財産を守るため、建築物の耐震化の促進や、避難地の確保と安全な避難路の確保が必要です。特に、大浜海岸に面し、菊川や下小笠川などの多くの河川が集中する本地域においては、地震による津波被害や大雨時の洪水被害の軽減・防止を図る必要があります。

(2) 地域づくりの目標

白砂青松の海岸風景と緑豊かな田園風景に調和し、 ゆとり・うるおいのある生活環境を創るまちづくり

本地域は豊かな田園や大浜海岸、防災林など多彩な自然資源を有しており、これらが創り出す風景は、地域の様々な表情を表すものです。これらの地域資源の保全を図るとともに、自然からもたらされる恩恵を生活の中に取り込み、「ゆとり」や「うるおい」のあるまちづくりを行っていく必要があります。また、地域東部には、工場を中心とする多くの産業立地があり、良好な田園景観との調和を図るまちづくりを行っていく必要があります。

そこで、本地域の地域づくりの目標を「白砂青松の海岸風景と緑豊かな田園風景に調和し、ゆとり・うるおいのある生活環境を創るまちづくり」と掲げ、豊かな海岸風景の保全と再生を目指したまちづくりや、農業が創り出す緑豊かな風景に調和した生活環境と市街地環境を創出するまちづくりを目指します。



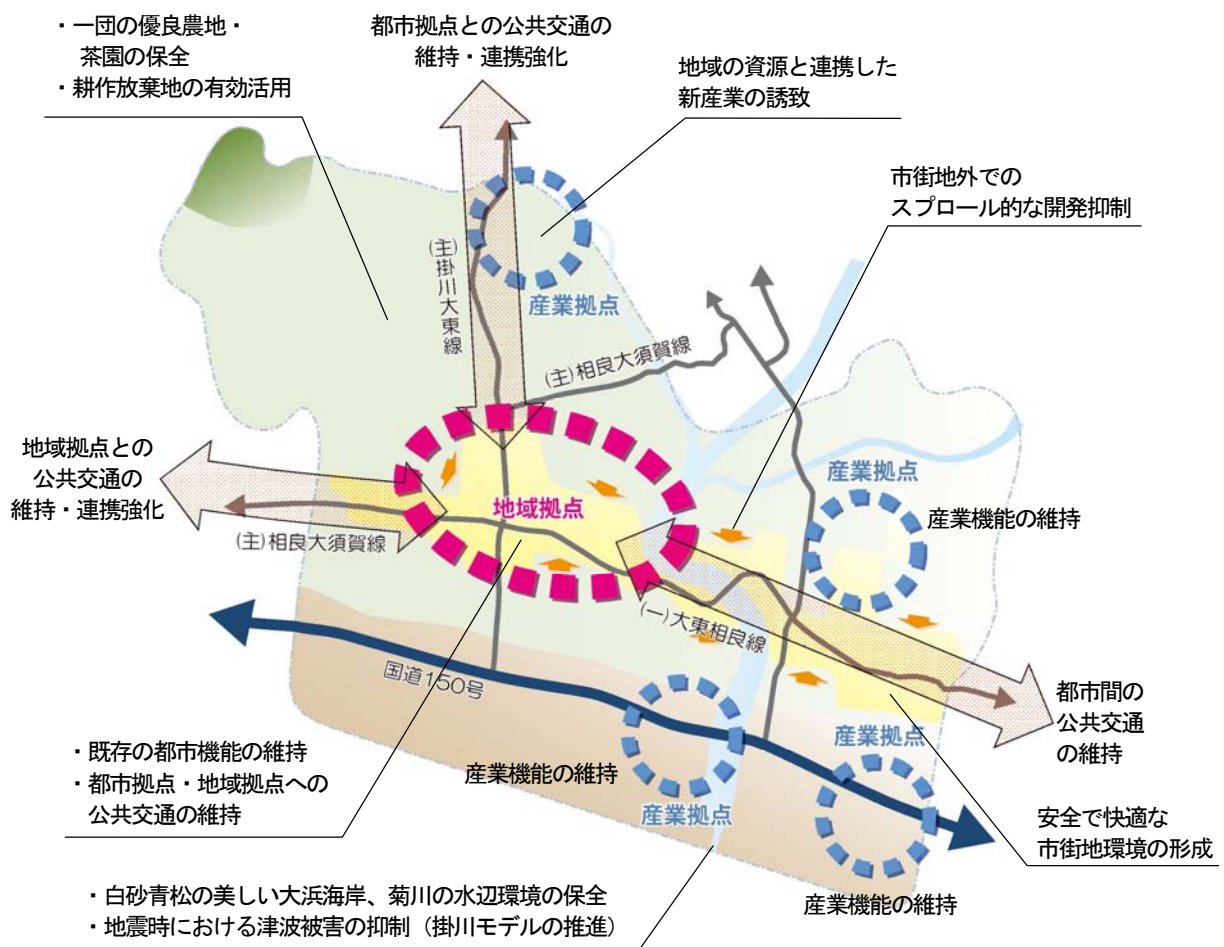
大浜海岸の砂地畑

(3) 地域づくりのコンセプト（将来都市構造の方針）

大浜中学校区では、商業施設や行政施設が集積するエリアを地域拠点とし、多様な都市機能や、快適な居住環境を維持するとともに、都市拠点周辺の基幹的な都市施設や地域拠点間を連絡する公共交通を維持します。

また、市街地周辺の産業拠点では、周辺環境との調和に配慮しながら既存の機能を維持するとともに、大坂・土方地区において新たな産業拠点の形成を推進します。

さらに、白砂青松の美しい大浜海岸や菊川の水辺環境の保全とともに、地震による津波被害の抑制を図る掛川モデルを推進します。



(4) 地域づくりの基本方針

① 地域づくりの重点方針

重点方針1

- 一団の優良農地を保全するとともに、耕作放棄地等の有効活用を検討します。

1-① 菊川、下小笠川及び牛淵川などの河川周辺に広がる水田や、小笠山から続く丘陵地の茶畑、また国道150号周辺一帯に広がる海岸砂地畑など、一団の優良農地の保全を図ります。また、地域に存在する耕作放棄地等を把握して、農業計画との連携・調整により、農業希望者への貸し出しや市民農園としての活用、また景観作物等の導入など、農地の新たな活用の可能性を検討します。

重点方針2

- 安全・安心な生活道路や通学路の整備を推進します。

2-① 安全・安心な生活道路の整備を推進します。特に住宅地や既存集落地等の生活道路や交通事故等の危険性が高い生活道路では、必要に応じて道路の拡幅や自動車交通と歩行者・自転車交通の分離、また自動車の走行速度の抑制などを図るとともに、カーブミラーやガードレール等の交通安全施設の設置を推進します。

2-② 安全・安心な通学路の整備を推進します。特に小学校・中学校周辺では、適切な箇所に信号機やカーブミラーなどの交通安全施設の設置を推進します。

2-③ 国道150号など交通量の多い幹線道路によって地域が分断され、横断が困難となっている箇所においては、幹線道路の交通円滑性を確保しながら、適切かつ安全な横断方法を必要に応じて検討し、生活交通の連続性の確保に努めます。

重点方針3

- 大浜海岸や菊川などの水辺環境の保全とまちづくりへの活用を図ります。

3-① 大浜海岸や菊川など、地域の骨格的な水辺環境の保全を図るとともに、これらをネットワークして、まちづくりに有効に活用していきます。

3-② 本市並びに地域の象徴的な自然資源である大浜海岸については、砂浜の減少に伴う海岸線後退を抑止する方策の推進と、松くい虫防除や補植などによる防災林の適切な維持・管理により、白砂青松の豊かな自然環境の保全を図ります。また、地域住民やボランティア等の協力のもと、ごみの不法投棄を防止するための取り組みを推進して良好な自然環境を維持するとともに、アカウミガメやハマヒルガオといった動植物の産卵ふ化地・生息地としての環境を保全します。



大浜海岸の防災林

- 3-③ 大浜海岸や菊川、また下小笠川などについては、親水公園や遊歩道の整備など、地域住民が憩い、交流できるような水辺環境の創出を図るとともに、動植物が生息できる水質環境の維持・向上を図ります。
- 3-④ 大浜海岸に設置されている太平洋岸自転車道（県道浜松御前崎自転車道線）については、道路管理者との連携のもと、適切な維持・管理を推進するとともに、利用促進のための取り組みを行います。

重点方針4

- **自然を身近に感じることのできる公園の整備と活用を図ります。**

- 4-① 地域の代表的な公園である大浜公園や居沼池親水公園などについては、豊かな自然に囲まれた現在の環境を保全するとともに、地域住民やボランティア等により、今後も適切な維持管理を継続的に推進して、地域住民の憩いの場・交流の場としての活用を促進します。居沼池については、耐震対策を推進します。
- 4-② 生活に身近な公園の整備を推進し、多目的な広場等としての活用を図ります。

重点方針5

- **防災拠点や海岸防災林の整備、地域防災体制の強化等により、災害に強い地域を形成します。**

- 5-① 公共施設の耐震化や、住宅等民間建築物の耐震化を推進・促進するとともに、地域の防災拠点や避難地となる公園・広場の整備を推進します。
- 5-② 多くの河川が集中する本地域においては、大雨時の河川氾濫等による水害の発生を防止するため、周辺の自然環境に配慮しながら河川やため池の改修を推進するとともに、水田の持つ雨水調整機能の維持を図ります。また、市街地において雨水が円滑に排水されるよう、排水施設等の適切な整備を推進します。
- 5-③ 地震時における津波被害を防ぐため、静岡県内陸フロンティアを連携しながら、市民・企業との協働により「掛川潮騒の杜（しおさいのもり）」を整備する海岸防災林強化事業「掛川モデル」を推進します。また、河口周辺における津波遡上対策や砂浜の復元等による津波威力低減対策等の推進により浸水被害の軽減を図るとともに、適切な避難場所・避難地の確保を図ります。
- 5-④ 地域としての防災機能の向上が求められているため、備蓄倉庫や耐震性貯水槽、ヘリポートなどの施設を兼ね揃えた公園を整備し、津波等の大規模災害時の防災拠点として活用できるよう検討します。
- 5-⑤ 地域全体の防災力の向上・強化を図るため、効果的な防災訓練の実施や防災ガイドブックなどによる危険箇所の周知・浸透など、地域住民一人ひとりの自主防災意識を高める取り組みを推進するとともに、防災拠点等における十分な防災資機材の確保を図ります。

重点方針6

- **地域成長と防災・減災機能の強化を両立する土地利用を推進します。**

- 6-① 内陸フロンティア推進区域に指定されている大坂・土方地区では、地域の資源と連携した、医療、健康、食品といった新産業を誘致し、雇用の安定や経済の活性化を図ります。

② その他の地域づくりの基本方針

1) 土地利用・市街地整備に係るその他の基本方針

● 地域の活性化に寄与する新たな土地利用の可能性について検討します。

1-① 下小笠川廃川敷については、地域住民等の主体的な関わりのもと、生活面・観光面・防災面など、その活用方策について検討し、本市並びに地域にとって最も合理的かつ適切な土地利用となるよう努めます。



下小笠川廃川敷

1-② 廃屋や空地など、市街地に存在する低・未利用地については、計画的かつ健全な土地利用が行われるよう誘導・指導を図ります。

● 快適な住環境づくりを進めます。

1-③ 住宅等の建築に関するルールづくりや緑化の推進など、快適な住環境の創出に寄与するまちづくりを推進します。

1-④ 大坂地区においては、地域住民と行政の協働により、地区計画などの具体的なまちづくりのルールを検討し、ルールに沿ったゆとりとうるおいのある住宅地の形成を図ります。

● にぎわいのある地域の顔づくりを進めます。

1-⑤ 地域の生活利便性と地域コミュニティの維持・向上を図るため、(主)掛川大東線沿道に位置する近隣商業・業務地においては、にぎわいを創出する商業・業務機能の立地と、憩い・うるおいのある市街地空間の整備を推進することにより、魅力的な地域の顔づくりを進めます。

1-⑥ 顔づくりにあたっては、地域住民と行政の協働により、地区計画などの具体的なまちづくりのルールを検討し、ルールに沿ったまちなか空間の形成を図ります。

2) 都市交通に係るその他の基本方針

● 地域の生活と産業を支える幹線道路網の整備を推進します。

2-① 地域東部における生活交通と産業交通を円滑に処理するとともに、本地域と掛川区域との連携・交流を強化するため、(主)掛川大東線等の南北幹線道路の整備を推進します。

2-② 地域西部における生活交通を円滑に処理するとともに、上土方工業団地等の産業拠点や掛川区域との連携・交流を強化するため、(仮称)西幹線の整備を推進します。

2-③ 大須賀区域との連携を図るため、(主)相良大須賀線については、現在の道路の機能の維持を図ります。

2-④ 国道150号については、国・静岡県等の関係機関との協議・調整を推進し、4車線化実現に向けての働きかけを継続的に行っていきます。

2-⑤ 円滑な地域内交通の実現を目指すとともに、住宅地等への通過交通の流入防止と安全・快適な歩行者空間の確保を図るため、都市計画道路の整備を計画的かつ段階的に推進します。

● **公共交通の利用促進と新たな公共交通サービスの確立を推進します。**

- 2-⑥ 掛川駅方面への路線バスの維持と利用環境の向上による利用促進を図りながら、地域福祉バスやデマンドバス、デマンドタクシー等の新たな公共交通サービスの確立に向けた検討を行います。

3) 都市環境に係るその他の基本方針

● **地域資源の有効活用と地域コミュニティの維持・向上により、地域の活力を創出します。**

- 3-① 地域のコミュニティを維持・向上するため、多様な世代がコミュニケーションを図ることのできる場づくりと機会づくりを創出するとともに、地域リーダーを育成・養成するための仕組みづくりについて検討を行います。
- 3-② 地域住民の交流を深める場としての、生涯学習施設等の充実を図るとともに、納涼祭や秋祭りなど、地域に伝わる伝統や文化を大切にしていきます。
- 3-③ 大東温泉シートピア、大東マリーナ、大浜海岸などの観光資源や、文化会館シオーネなどの文化資源の保全及び機能の充実を図るとともに、これらのPRや情報発信を積極的に行うなど、地域の活性化に資する取り組みを継続的に行います。
- 3-④ 地場産品などを活用した、地域の新たな観光資源の確立を推進するとともに、地域住民と観光客等とが交流する場の創出の検討を行います。

● **認定こども園の整備を推進します。**

- 3-⑤ 人口減少や少子化が進行する中で、地域において安心して子どもを生み育てる環境を創出するため、大東大須賀区域認定こども園化推進委員会から提言された候補地を中心に、市民ワークショップ等での意見を参考にしながら、既存の幼稚園や保育園から認定こども園への再編を推進します。

● **多目的公園の整備を推進します。**

- 3-⑥ 地域住民の交流機会の創出やにぎわいの創出を図るため、地域住民の交流の場として、遊具や広場等が整備されたコミュニティ公園を対象として、多様なレクリエーション機能が有する多目的公園として整備を推進します。

4) 都市防災等に係るその他の基本方針

● **防犯まちづくりを推進します。**

- 4-① 防犯灯などの設置により、犯罪から地域住民を守る防犯まちづくりを推進します。
- 4-② 地域の防犯力の向上・強化を図るため、地域コミュニティの維持を図るとともに、防犯パトロール等の自主防犯活動の取り組みを促進して、地域住民一人ひとりの防犯意識を高めます。

5) 都市景観等に係るその他の基本方針

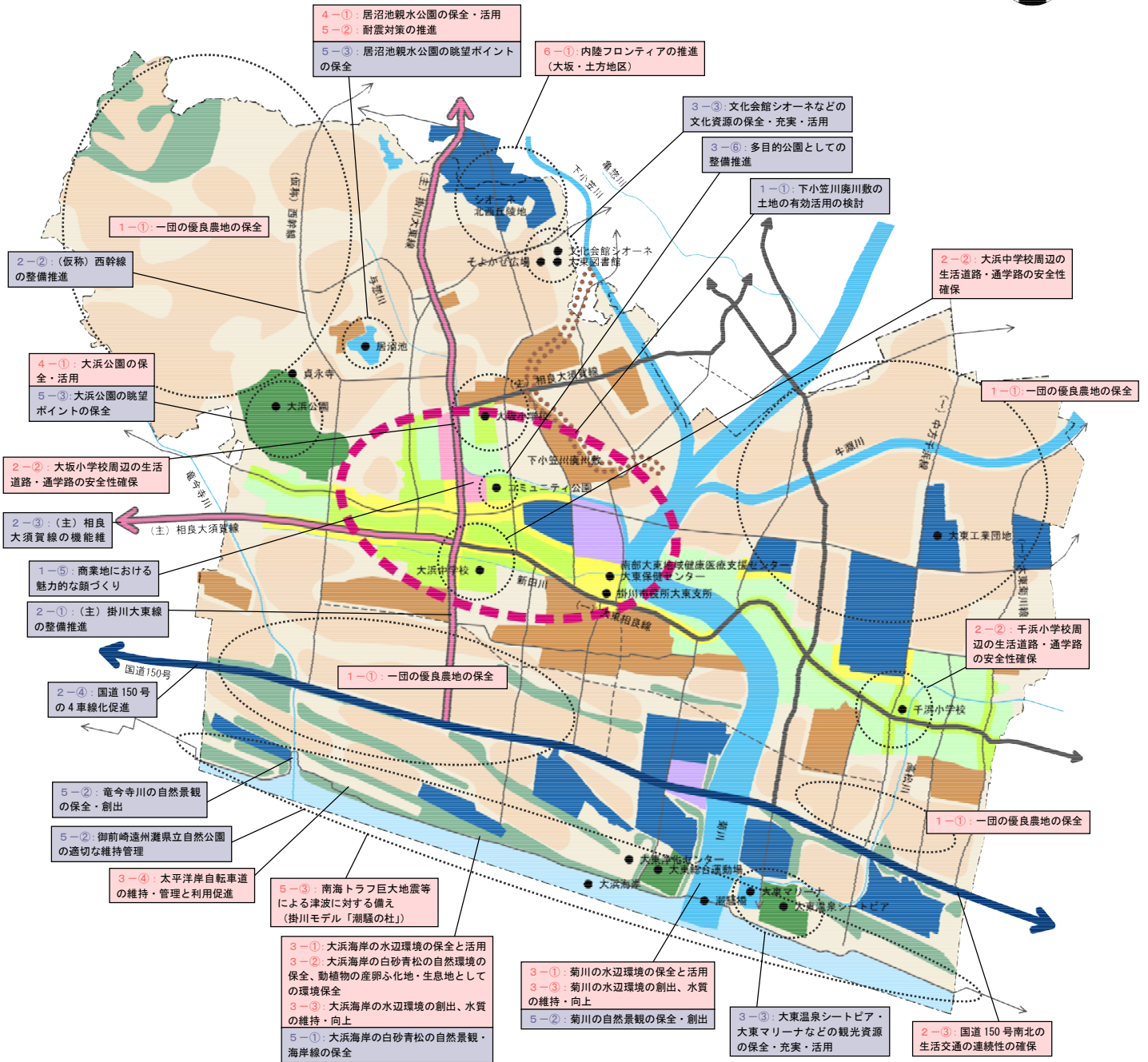
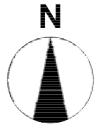
● **美しい自然景観の保全・創出と活用を図ります。**

- 5-① 砂浜や防災林等の適切な維持管理を推進することにより、大浜海岸の白砂青松の自然景観と美しい海岸線を保全します。
- 5-② 菊川や竜今寺川などの河川や御前崎遠州灘県立自然公園の適切な維持管理を行い、水と緑の豊かな自然景観の保全・創出を図ります。
- 5-③ 大浜公園や居沼池親水公園等からの良好な眺望の確保と保全を図ります。

● **良好な街並み景観の形成を図ります。**

- 5-④ 良好な街並み景観を形成するため、幹線道路等における電線類の地中化等を検討するとともに、屋外広告物等の適正な設置誘導を図ります。

大浜中学校区 将来まちづくり構想図



■ 凡 例 ■

低密度住宅地	広域主要幹線道路
中密度住宅地	骨格的幹線道路
一般住宅地	市街地連携・交流軸を形成する骨格的幹線道路
近隣商業・業務地	地域幹線道路
工業地	市街地連携・交流軸を形成する地域幹線道路
住工複合地	その他の主要道路
土地利用検討エリア (下小笠川扇状地)	地域拠点
森林環境保全地	河川・ため池等
海浜環境保全地	公園・緑地等
農業保全地	既存集落地等
一般農業地	
既存集落地等	